

2月16日(月)～3月16日(月)は 市民税・県民税と所得税の申告の期間です

期間中、市では相談会場を設けて受け付けなどを行います。大変混雑しますので余裕をもってご来場ください。

◎市・県民税申告相談(所得税確定申告)受付日程◎

期日	会場	受付時間
2月16日(月)～23日(月) ※土曜・日曜日を除く	イオンモール千葉ニュータウン 3階イオンホール	午前10時～正午、 午後1時～4時
2月24日(火)・25日(水)	ふれあいセンターいんば 3階会議室	
2月26日(木)	本笠公民館	
2月27日(金)～3月16日(月) ※土・日曜日を除く	印西市役所附属棟2階	午前9時～正午、 午後1時～4時

※会場では、市・県民税の自書申告の作成相談を行っています(簡易な所得税確定申告の助言も行っていきます)。また、作成済みの申告書(所得税含む)の提出も受け付けています。

◆必ずお読みください◆

- 各会場とも、税務署員がいませんので市職員が対応します。
- 混雑具合により受付時間中に締め切らせていただくことがあります。
- 会場の混雑状況などは電話でお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- 市役所市民税課、印旛支所・本笠支所、各出張所の窓口では、申告相談を行いませんので、申告受付期間中は各会場をご利用ください。
- 市民税課(市役所が会場ではない期間)・各支所市民サービス課の窓口では、申告書の提出のみ受け付けます。
- 申告書の控えが必要な場合は、必ずその場で申し出てください。後日控えが必要になっても、交付することができません。控えの用紙に記入する際は、必ずボールペンなどの消えない筆記用具で記入してください。
- 税務署員がいませんので、添付書類の提示による所得税確定申告書などの提出は、会場では受け付けることができません。

市民税・県民税の申告 が必要な人

次に該当する人は市・県民税の申告が必要です(平成26年分の所得税の確定申告をする人は、市・県民税の申告は必要ありません)。

- ◆平成27年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する人。
 - ①事業所得(農業・営業など)や不動産・配当などの所得があった人。
 - ②給与所得があり、次のいずれかに該当する人。
 - ▼勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人(不明な場合は勤務先に確認してください)▼給与所得以外に所得がある人▼平成26年中に退職し、平成27年1月1日現在で就職していない人。

ていない人。
 ③公的年金などの受給者で次のいずれかに該当する人。
 ▼公的年金など以外に所得があった人▼公的年金等源泉徴収票に記載されている控除以外を申告する人。

※所得がない人や非課税所得(遺族年金・障害年金など)だけの人、市外に居住する人の扶養になつていない人など、市・県民税の申告が必要ない人も「所得税確定申告書」が必要な場合は、申告が必要になります。

所得税の確定申告が必要な人

◎各種の所得金額の合計額から、所得控除を差し引き、その金額に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある人など。
 ◎給与所得があり、次のいずれ

かに該当する人。

- ▼給与収入が2,000万円を超える人▼給与を1カ所から受けていて、給与以外の所得(農業や年金など)の合計額が20万円を超える人▼給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人▼源泉徴収の規定が適用されない給与を受けていた人。

市内各会場 助言できない内容

- ▼分離課税所得(土地や建物、株式などの売却による譲渡所得、分離課税を選択した配当所得、先物取引、山林所得、退職所得)のある申告▼住宅借入金等特別控除のうち、連帯債務のある申

申告に必要なもの

- ※提出のみ受け付けします。
- ▼認め印(スタンプ式不可)▼電卓▼筆記用具▼源泉徴収票(原本)▼事業所得・不動産所得のある人は作成済みの収支内訳書▼生命保険や地震保険などの控除証明書(原本)▼国民年金保険料控除証明書や国民健康保険税・介護保険料などの支払金額の分かるもの▼医療費控除を受ける人は、医療費の領収書、保険などで補てんされる金額が分かるもの▼所得税の還付を受ける人は、申告者本人名義の金融機関および口座番号。

所得税の確定申告書用紙

各税務署のほかに市役所市民税課および市内の印旛支所・本笠支所、各出張所にも用意してありますが、数に限りがあるので、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご利用ください。

※所得税の確定申告書用紙の郵送請求は左記へお問い合わせください。
圃成田税務署(☎5151)。

申告書作成はホームページが便利

所得税の確定申告は国税庁のホームページから

申告会場以外でも、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成・印刷した確定申告書を、税務署に提出することができます。
※土地・建物等譲渡所得のある人など、特例の内容などにより利用できない場合があります。詳しくは国税庁ホームページを参照。

市・県民税の申告は市のホームページから

市ホームページ内の「市民税・県民税 申告書作成・試算システム」で、平成27年度市民税・県民税申告書を作成できるようになりました。源泉徴収票などから、画面の案内にしたがって必要事項を入力することで、申告書の作成・印刷や税額の試算ができます。
※作成した申告書の電子による送信はできませんので、印刷した申告書を市役所市民税課へ郵送、もしくは市役所市民税課・印旛支所・本笠支所市民サービス課窓口へ提出してください。
圃市民税課市民税班(☎内線324～326)。

年金所得者に係る 確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が40万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※この場合であっても、還付を受けるための申告書を提出することができません。

なお、市・県民税については、この確定申告不要制度に該当する人で、公的年金等の収入以外に所得が全くない場合は、同様に申告書の提出義務はありませんが、源泉徴収票に記載されている以外の控除を受ける場合は市・県民税の申告が必要です。

申告書は郵送で提出可能

確定申告書は郵送で提出でき

ます(通信日付印が3月16日の申告期限内となるよう、早めに送付してください)。

記載事項や添付資料に漏れがないよう、よくご確認の上、成田税務署(〒286-1850)成田市加良部1丁目15番地)まで送付してください。
※時間外および休日の確定申告書の提出は、税務署入り口の「時間外收受ポスト」をご利用ください。

また、申告書の「控え」に税務署の受付印が必要な場合は、控えに住所、氏名などをボールペンで記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※詳しくは左記へ。
圃【市民税・県民税の申告書】市役所市民税課市民税班(☎内線324～326)。
圃【所得税の確定申告書】成田税務署(☎5151)。